

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課（環境政策課、医療対策課）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年4月24日公布、平成22年4月1日までの間において政令で定める日から施行）</li> <li>・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年4月22日公布、同年9月1日施行）</li> </ul>
<p>【改正の概要】</p> <p>1 制度の新設による改正</p> <p>○土壌汚染対策法関係</p> <p>汚染土壌処理業の許可申請手数料 240,000円（新規） 改正法附則第2条の規定による申請</p> <p>2 制度の名称変更に伴う改正</p> <p>○歯科技工士法関係</p> <p>(1) 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号。99の項において「歯科技工法改正法」という。）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士試験の実施</p> <p>(2) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条及び歯科技工法改正法附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士試験合格証明書の交付</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p style="text-align: center;">歯科技工士国家試験合格証明書      歯科技工士国家試験</p>	
施行日	<p>1 公布の日（同日において、土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定が施行されていない場合は、当該規定施行の日）</p> <p>2 公布の日</p>
<p>【その他参考事項】</p> <p>○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）[改正後]</p> <p>（汚染土壌処理業）</p> <p>第22条 <u>汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、（中略）、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の許可を受けようとする者は、（中略）、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</u></p> <p>○土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この法律は、平成22年4月1日までの間において政令で定める日から施行する。<u>ただし、次条及び附則第14条の規定は、公布の日（平成21年4月24日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</u></p> <p>（準備行為）</p> <p>第2条 <u>この法律による改正後の土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、同条第2項の規定の例により、その申請を行うことができる。</u></p> <p>○土壌汚染対策法の一部改正について</p> <p>1 改正の趣旨</p> <p>汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、土壌汚染の状況把握のための制度の拡充等の措置を講ずる。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 土壌汚染の状況把握のための制度の拡充</p> <p>① 面積が一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更を行う際の知事への届出等</p> <p>② 土地の所有者等が自主調査によって土壌汚染を発見した場合、知事へ要措置区域等の指定をするよう申請</p> <p>(2) 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化</p> <p>土壌の汚染状態による要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定及び区域ごとに講ずべき措置の指示</p> <p>(3) 汚染土壌の適正処理の確保</p> <p>① 汚染土壌を要措置区域外へ搬出しようとする者に対する知事への事前届出等の義務付け</p> <p>② 汚染土壌処理業に係る許可制度の新設（第22条）</p>	